

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 五〇九

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五〇九

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五〇九

公 告

○土地改良区の定款の変更を認可した件 五二〇

○道路の区域を変更する件 五二〇

○河川整備計画を定めた件 五二〇

○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 五二〇

○不在者投票のできる施設を閉鎖し変更した旨届出があった件 五二〇

告 示

福島県告示第四百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年八月十一日から同年十二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年八月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1 数 (変更前) 二十五か所
(変更後) 二十三か所

2 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日
平成二十一年八月一日

四 届出年月日
平成二十一年七月三十一日

五 届出をした者
齊藤 久之丞ほか十五名

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十一日から同年九月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年八月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター会津坂下店 福島県河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十一日から同年九月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び浪江町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年八月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル浪江西店 福島県双葉郡浪江町大字権限堂字下川原八十二番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から平成二十一年七月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月四日認可した。
 平成二十一年八月十一日

福島県知事 佐藤雄平
 （農村計画課）

福島県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十一年八月十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道大沢 広表線	福島市立子山字葭田四 番一地从先から 同 市立子山字駒ヶ淵 一八番一地从先まで	変更前	A 五・〇}	六七一・一
		変更後	B 一一・一}	
			B 一一・一}	六〇〇・〇
			六三・八	
			B 一一・一}	六〇〇・〇
			六三・八	

（道路計画課）

公 告

公告第四百三十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。

この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課、福島県中建設事務所及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

福島県知事 佐藤雄平

河川整備計画の名称 一級河川阿武隈川水系社川圏域河川整備計画

（河川計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第八九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。
 平成二十一年八月十一日

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
泉崎村立病院	西白河郡泉崎村大字泉崎字 山ヶ入五六番地	平成二十二年三月二日

福島県選挙管理委員会告示第四十一号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第八九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
 平成二十一年八月十一日

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
福島県喜多方しのめ荘	社会福祉法人天心会救護施設しのめ荘	平成二十二年四月一日